

別表（第 29 条第 1 項・第 3 項）

介護予防認知症対応型共同生活介護・認知症対応型共同生活介護
グループホーム ソフィアライフ 料 金 表

1 介護報酬に係る 1 日当りの基本額（厚生労働大臣告示 1 単位：10.72 円） 平成 29 年 4 月 1 日

介護度	1 日の介護度		月額介護保険料 (30 日)	入居者の月額(30 日)負担		摘 要
	単位	金 額		1 割負担者	2 割負担者	
要支援 2	743	7,964 円	238,918 円	23,895 円	47,790 円	入退居、入退院 及び外泊の場 合は、利用実日 数により日割 り計算 (少数点以下 切捨て)
要介護 1	747	8,007 円	240,235 円	24,024 円	48,047 円	
要介護 2	782	8,383 円	251,491 円	25,150 円	50,299 円	
要介護 3	806	8,640 円	259,209 円	25,921 円	51,842 円	
要介護 4	822	8,811 円	264,355 円	26,436 円	52,871 円	
要介護 5	838	8,983 円	269,500 円	26,950 円	53,900 円	

2 加算に係る 1 日当りの基本額（厚生労働大臣告示 1 単位：10.72 円）

加 算 の 種 類	1 日の介護保険料		月額介護保険料 (30 日)	入居者の月額(30 日)負担	
	単位	金 額		1 割負担者	2 割負担者
(1) 初期加算	30	321 円	9,648 円	965 円	1,930 円
(2) 医療連携体制加算	39	418 円	12,542 円	1,255 円	2,509 円
(3) サービス提供強化加算（Ⅲ）	6	64 円	1,929 円	193 円	386 円
(4) 看取り介護加算			27 日間		
① 死亡以前 4 日～30 日	144	1,543 円	41,679 円	4,168 円	8,336 円
② 死亡前日及び前々日	680	7,289 円	2 日間 14,579 円	1,458 円	2,916 円
③ 死亡日	1,280	13,721 円	当日分 13,721 円	1,373 円	2,745 円
(5) 介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	(1)から(4)の該当項目及び 1 の介護報酬に係る基本額の要介護別により算定した単位数の 11.1%に相当する単位数を加算				

※ (1)の初期加算は、入居後 30 日間

(2)の医療連携体制加算は、要支援者には適用しない。

(4)の看取り介護加算は、①の料金は 27 日間、②は 2 日間、③は当日、合計で最長 30 日間

3 住居費、食材費、管理費、光熱水費（月額）

項目	住 居 費		食材費	管理費	光熱水費	合 計	
	1 階	2 階				1 階	2 階
金額	59,000 円	61,000 円	32,000 円	23,000 円	23,000 円	137,000 円	139,000 円

※・ 入居及び退去の場合、住居費、食材費、管理費、光熱水費は日割り計算（小数点以下切り捨て）

・ 入院及び外泊の場合、住居費は当月分全額で計算し、日割り計算は行わない。

※裏面ページへ

4 入居者が実費負担するもの

- (1) 私傷病により医療機関に受診した場合の医療費
- (2) 理美容費（化粧品等の費用を含む）
- (3) オムツ代
- (4) 教養娯楽費（クラブ活動材料費及び利用者が希望する映画・演劇観賞等の費用）
- (5) 利用者が指定した物品購入費
- (6) 事業者において供与した日常生活に通常必要な物に係る費用であって、利用者に負担させることが適当と認められる費用

5 敷 金

金 額	摘 要
300,000 円 (入居前納入)	(1) 居住費の滞納時に充当する。 (2) 退去に際し、使用による室内の汚損及び破損の現状回復に要する費用に充当して精算する。 ア 汚損及び破損による現状回復費が敷金より少額の場合は、その差額を返還する。 イ 汚損及び破損による現状回復費が敷金を超える場合は、その差額を徴収する。

利 用 料 金 等 の 説 明

この料金表によって詳細に利用料の説明を受け理解できましたので、利用料の納入について了承しました。

平成 年 月 日

説明した職員

氏 名 _____ 印

説明を受けた者

入居者本人 _____ 印

家族名 _____ 印